

# 児童虐待等調査対策委員会報告書

## (概要版)

## はじめに

平成20年3月9日奈良県奈良市において、生後4か月の乳児が両親の虐待により重症を負うという悲惨な児童虐待事件が発生しました。(当該児童は後日わずか8か月で亡くなるという大変痛ましい結果となりました。)

このケースについては、管轄する中央子ども家庭相談センターや奈良市の児童福祉主管課等には一切の通告や相談はありませんでした。

一方、奈良県においては、年々児童虐待の相談受付件数が増加し、その伸び率は全国を上回り、また深刻な虐待事案も増加している状況にあります。

今度の事件を契機として、年々増加する児童虐待の予防対策の強化を図るため、奈良県では、新たに「奈良県児童虐待等調査対策委員会」が設置され、県内の虐待事案について一層の調査分析を行うとともに、今後講じるべき対策の検討を行うこととなりました。

当委員会では、

① 虐待相談件数の増加原因についての調査分析

② 早期発見ができなかった理由についての調査分析

を行い、問題点や課題を抽出し今後の奈良県の総合的な児童虐待対応策をとりまとめました。

私たちが奈良県に対して行った「提言」が、県だけでなく、県内全ての市町村や関係機関において児童虐待防止対策の充実のために活用されることを切に願うものです。

平成20年9月

奈良県児童虐待等調査対策委員会

平成20年9月

奈良県児童虐待等調査対策委員会

# I 奈良県における児童虐待の課題と対応策についての提言 (総括表)

児童虐待の各段階における課題と対応策についての提言	
課題	提言
1 未然防止	<p>＜子どもと子育て家庭の孤立化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない妊娠や若年出産</li> <li>・妊婦健診や乳幼児健診の未受診</li> <li>・2人以上の子を育てる30代の母親の育児・養育の負担</li> <li>・保護者の抱える経済的・精神的問題</li> </ul> <p>＜発見の困難さと通告へのためらい＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅乳幼児の状況把握が困難</li> <li>・行政窓口における虐待サインの見落とし</li> <li>・発見しやすくない立場にある者の虐待サインへの認識不足</li> <li>・関係者の認識や判断基準の不統一</li> <li>・通告先等の地域住民への周知不足</li> <li>・地域住民や関係者の通告のためらい</li> </ul>
2 気づき・発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待関係機関の連携と情報共有</li> <li>・乳児及び在宅幼児宅への全戸訪問</li> <li>・発見しやすくない立場にある行政サービス担当者への啓発</li> <li>・児童虐待関係職員への専門連続研修の実施</li> <li>・地域住民に対する広報・啓発</li> </ul>
3 通告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村関係職員に対する基礎及びブイマ別専門研修の連続実施</li> <li>・学識経験者等からなる専門チームの市町村巡回による指導・援助の実施</li> <li>・児童福祉と保健、女性、教育の担当部署の共通理解と連携強化(要保護児童対策協議会等)</li> </ul>
4 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の設置促進と機能強化への支援</li> <li>・各市町村に児童虐待に対応できる人員配置等の組織・体制の整備</li> <li>・各市町村担当ケースや体制へのアドバイス等を行う専門家チーム(福祉、医療、教育、司法)の派遣</li> <li>・子ども家庭相談センター職員の専門性の向上</li> <li>・子ども家庭相談センター一時保護所の体制整備</li> </ul>

児童虐待の実態調査
<p>A. 児童虐待個別ケース調査</p> <p>＜目的＞ 増加要因の検討</p> <p>＜方法＞ 平成19年度内に県内市町村及び県子ども家庭相談センターで受理した児童虐待1,228ケースに対して、22項目からなる調査。</p> <p>B. 個別ケース聞き取り調査</p> <p>＜目的＞ 早期発見及び速やかな児童通告のための方策の検討</p> <p>＜方法＞ 対象3ケースに関わる16機関、22名の関係者に対し、担当委員2名により、判断、対応、連携の状況について聴取。</p>

緊急提言
<p>県・子ども家庭相談センターに対して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. とも家庭相談センターの機能強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対するスーパーバイズ機能等の強化、研修企画担当の充実</li> <li>・親子分離を図らなければならないような深刻なケースへの対応のため、適正な人員配置と専門性の向上、及び一時保護所の充実。</li> </ul> </li> <li>2. 市町村支援専門チームの設置・派遣             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村対応困難ケースへの専門チーム(医師、弁護士、学識経験者等)の派遣。</li> </ul> </li> <li>3. 市町村職員、関係者への研修会の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の定義・通告など法律知識と基本的対応、援助等の基礎研修の徹底。</li> </ul> </li> <li>4. 児童虐待への理解と通告の周知徹底             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や子ども自身への広報・啓発の強化。</li> </ul> </li> </ol> <p>市町村に対して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳幼児家庭への全戸訪問             <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児を育てる家庭と、転入してきた乳幼児家庭すべに対しての訪問指導・援助の実施。</li> </ul> </li> <li>2. 要保護児童対策地域協議会の設置と機能の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の設置や移行の速やかな促進。</li> <li>・協議会の運営・活動が活発化されるためのスキル(技能・技法)の習得・向上を目指した研修の充実。</li> </ul> </li> <li>3. 市町村児童虐待相談体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村規模に応じた児童相談専任職員の複数配置</li> </ul> </li> </ol>

重要課題
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 孤立化防止             <p>乳幼児を育てる家族、特に乳児を子育て中の母親の地域社会や家庭内での孤立化防止。</p> </li> <li>2. 理解と発見             <p>虐待を発見しやすくない立場にある行政サービス関係者全てが児童虐待の理解を深め、発見に努めること</p> </li> <li>3. 通告の周知             <p>子どもを含む地域住民に対する児童虐待通告の理解促進と周知の徹底。</p> </li> <li>4. 職員体制の充実             <p>児童虐待対応の人材確保、及び職員体制の充実。</p> </li> <li>5. 情報共有と連携             <p>早期発見と早期対応のため、全ての市町村内の関係機関で情報の共有化と連携の強化。</p> </li> <li>6. 総合的支援             <p>福祉、医療、保健、教育、司法等の関係機関が求められる児童虐待に連携を強め、総合的な支援を図ること。</p> </li> <li>7. 深刻な虐待への対応             <p>複雑で深刻な、また迅速性が求められるような重度の児童虐待への対応・体制の強化</p> </li> </ol>

## II 奈良県における児童虐待の課題と対応策についての提言

### 1. 児童虐待の各段階における課題と提言

児童虐待個別ケース調査票及び聞き取り調査の結果から明らかになった、児童虐待の「未然防止」、「気づき、発見、通告」、「受理、初期アセスメント」及び「対応、援助」の各段階における課題と、解決への対策についての提言は以下の通りである。

#### (1) 未然防止

##### 【現状と課題】

###### 子どもと子育て家庭の孤立化

- 親になることへの拒否や若年出産の場合、虐待発生リスクが高い。
- 妊婦健診や乳幼児健診の未受診者は虐待発生リスクが高く、またそれらの健診実施時の虐待発生リスクの把握が不足している。さらに、そのリスクに対応・支援する関係機関の理解不足が考えられる。
- 2人以上の子どもをもつ30代の母親の育児・養育の負担の重さに対する関係者の認識や配慮が不足している。
- 経済的基盤の脆弱さ等による、日常生活からくるストレスへの理解が必要である。
- 知的・精神的な問題を抱える保護者に対する、障害福祉サービスを提供する関係機関等と、児童虐待の関係機関との連携及び情報の共有がなされていない。
- 子ども自身や、その子どもの友達からの訴えや通告が少ない。
- 転入者情報の不足がある。

##### 【対応策についての提言】

- 妊娠前からの親準備のための取組みの強化  
中高生に対する性教育の充実、及び学校教育における保育所訪問等を通じた「乳幼児とのふれあい体験」の取組みの拡充。
- 妊娠期のサポート徹底  
母子手帳申請時や産婦人科での妊婦健診時に気がかりな妊婦について、継続的な情報把握と支援を行い、母子保健担当課で一括管理する。またそれらの情報を児童

委員等と共有し、地域サポートの徹底を図る。

- 乳幼児をもつ家族への個別的支援の強化  
生後4ヶ月以内の乳児がいる全家庭への訪問。乳児健診及びBCG予防接種の未受診者すべてに対する保健師等による訪問指導の実施。
- 子育て支援への保育所等機能の効果的な活用  
地域の保育所等機能の効果的な活用や具体的な利用方法を詳説した地域支援のパンフレットの配布。
- 関係職員の資質の向上と、関係機関における綿密な連携の促進  
母子保健、生活保護や障害福祉サービスなどの関係職員に対する職種別研修を実施するとともに、それらの機関と児童福祉部門との定期連絡会の開催。
- 子どもの声が届きやすい環境づくりの推進  
各年齢段階に応じた子ども向けの啓発カードの作成・配布。
- 転入者に関する情報収集  
前居住地での養育環境等に関する情報の収集

## (2) 気づき、発見、通告

### 【現状と課題】

#### 早期発見の困難さと通告へのためらい

- 子育てサービスや生活支援制度等の申請窓口等において虐待サインの見落としがある。リスク把握がなされていない。
- 医療機関へ乳児健診等の委託を行っている市町村において、母子保健サービス提供機関への受診結果情報の遅延により、保護者や家庭の状況把握の不十分さを生じる場合がある。
- 保育所や幼稚園等に在籍していない在宅の乳幼児の日常生活の把握が困難である。
- 幼児期の多動や無表情、学童期や思春期の不登校や非行などの情緒・行動上の問題を呈する子どもの中には、その背景に児童虐待があるという認識が乏しい。
- 攻撃性や衝動性、怒りのコントロール不全などの養育者の心理的・精神的問題が養育者自身の問題だけではなく、子どもへの虐待を危惧しなければならぬという視点

が欠けている。

- 児童福祉関係者や児童虐待を発見しやすい立場にあるとされている職種の従事者（教育、医療、母子・精神保健、生活保護、母子福祉、司法、DV等女性支援）において、虐待への認識の程度に温度差があったり、判断基準が統一化されていない。
- 児童虐待を疑う、気づく、発見する者が個人の支援援助で対応できると思いこむ傾向がある。
- 市町村が児童家庭相談の第一義的な相談窓口であることや児童虐待の通告先であることが、関係者や住民に周知徹底が図られていない。
- 通告後の対応など、機関の機能や活動が一般に周知されていない。一般の住民のみならず専門職の者でさえ通告後の影響や、巻き込まれるのではないかという不安のため、通告へのためらいがある。
- DVと児童虐待の関連性についての認識が不十分である。

#### 【対応策についての提言】

- 直接住民と出会う、特に子育てに関連したすべての行政サービス窓口担当者へ、児童虐待の発見・通告に関して周知徹底を図る。
- 教職員、児童福祉施設職員、教育・発達相談関係者、医療従事者等への児童虐待に関する専門連続研修の実施。
- 乳児及び在宅幼児への定期的な家庭訪問の実施  
児童委員・主任児童委員、保健師、保育所・幼稚園スタッフのそれぞれの機関の職員が単独、もしくは他の機関の職員と連携して、家庭訪問を実施する。
- 医療機関内における組織的対応の促進  
医師個人によるのではなく、医療機関として虐待の判断及び通告ができるような体制整備の促進。
- DV被害者の安全確保及び心理的ケアの充実。

### (3) 受理、初期アセスメント

#### 【現状と課題】

#### 関係機関の情報の交換・共有と、リスク判断の専門性向上

- 通告先である市町村の担当職員が、複数設置されている市町村が少ないことや、専任でなく他業務との兼務も多いことから、対応が十分でない実態がある。
  - 市町村での組織内連携が不十分なため、担当者個人のリスク判断に委ねられている傾向にある。
  - 市町村担当者の子ども、保護者や関係者に対する情報収集や調査面接スキルの習得が必要。
  - 公立以外の保育所、幼稚園、学校への照会・情報収集が困難な場合がある。
  - 市町村において、乳幼児健診や予防接種の実施機関である母子保健部署やDV担当部署などと、児童虐待担当部署との情報共有化が図られていない場合がある。
  - ネグレクト等が関連する不登校や、保護者の通園や登校禁止における目視による安全確認の未実施や困難さ。
  - 被虐待児の同胞に対する虐待の状況等の確認が不十分である。
- #### 【対応策についての提言】
- 各市町村に児童虐待に対応できる人員配置等の組織・体制の整備。
  - 市町村関係職員への「児童家庭相談」「面接技法」「ソーシャルワーク」等に関する基礎研修の実施。
  - 市町村の児童虐待直接担当職員と関連職員に対する「リスクアセスメント」や「連携方法」などテーマ別専門研修の連続実施。
  - 他市町村の担当者との情報・意見交換会の開催。
  - リスクアセスメントに関する学識経験者等から構成される専門チームによる市町村職員に対するスーパーバイズやコンサルテーションの巡回等の実施。
  - 学校・市町村教育委員会等と福祉分野における、虐待問題に関する共通理解と連携強化による対応。

#### (4) 対応、援助

##### 【現状と課題】

##### 関係機関の役割分担への認識強化と、被虐待児と家族及び地域への指導・援助体制

- 要保護児童対策地域協議会の設置率が全国平均を下回っており、児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会への移行も停滞している。
- 市町村におけるケース進行管理を担う実務者会議や個別ケース検討会議の運営並びに活動が不十分なところが見受けられる。
- 市町村における児童虐待等の児童家庭相談担当課の人員配置や組織内での連携が十分でないところが多い。
- こども家庭相談センターは、受理する虐待ケースが増加し、複雑・深刻化している個々の児童虐待対応に追われている。そのため市町村の個別ケース検討会議や進行管理会議への出席が困難になりつつある状況にある。
- 児童虐待対応の直近の実態に応じた知識や技術習得のための研修受講の機会が乏しい。
- 児童福祉担当課と教育委員会、母子保健担当課において、児童虐待の担当者であるという認識の共有が十分でなく、他機関への過大な期待がある。
- 市町村の民生・児童委員や主任児童委員の担当課と児童虐待担当課が異なる場合は意思の疎通が図りにくい。
- こども家庭相談センターにおいて、被虐待児の増加により一時保護所で対応できず、児童福祉施設へ委託する場合があります。親子分離を必要とする被虐待児の円滑な一時保護に支障をきたしている。
- 医療機関での虐待に関する相談・受診体制が不十分であり、医学的所見が容易に得られない現状がある。

##### 【対応策についての提言】

- 児童虐待防止を全体的な取り組みにするため、「(仮称)児童虐待防止会議」を設置。
- 要保護児童対策地域協議会の設置促進と機能強化への支援。

- 児童虐待対応職員の資質向上のための現任研修の拡充。
- 各市町村に児童虐待に対応できる人員配置等の組織・体制の整備。
- 情報の共有化と業務全般の適切な進行管理を図るため、ITシステムの導入を図る。
- こども家庭相談センター担当職員の専門性の向上、及び一時保護等の受け入れ体制の整備。
- こども家庭相談センターや各市町村の対応ケースに対して、アドバイザーやスーパーバイズ及びそれぞれの組織運営・体制へのコンサルテーションを実施するため、福祉、医療、教育、司法等からなる専門チームを設置。

## 2. 児童虐待対策に向けての重要課題と緊急提言

児童虐待の各段階においては様々な課題が見いだされたが、その中でも特に重要な課題をあげ、それに対して早急に取り組みむ必要がある対応を緊急提言として以下にまとめた。

### 【重要課題】

1. 乳幼児を育てる家族、特に乳児を子育て中の母親の地域社会や家庭内での孤立化防止。
2. 子育てにかかわる県及び市町村職員や関係者あるいは児童虐待を発見しやすい立場にある行政サービス担当者が、児童虐待の理解を深め、発見に努めること。
3. 子どもを含む地域住民に対する児童虐待通告の理解促進と周知の徹底。
4. 児童虐待対応の人材確保、及び職員体制の充実。
5. 早期発見と早期対応のため、全ての市町村内の関係機関の連携強化と情報の共有化。
6. 福祉、医療、保健、教育、司法等の関係機関が連携を強め、総合的な支援の実施。
7. 複雑で深刻な、また迅速性が求められるような重度の児童虐待への対応・体制の強化

## 【緊急提言】

1. 乳児を育てる家庭と、乳幼児とともに転入してきた家庭全てに対する家庭訪問による指導・援助の実施。
2. 県及び市町村児童家庭相談体制の充実
  - ・市町村の児童相談の専任職員の複数配置
  - ・子ども家庭相談センターの機能強化(市町村に対するスーパーバイズ機能等の強化、研修企画担当の充実)
3. 関係者(職員)に対する児童虐待の研修と連携(虐待の定義・通告など法律知識と基本的対応・援助)の徹底  
関係者(職員)：民生児童委員・主任児童委員・保健所(精神保健福祉を含む)・医療機関(小児科・産科・精神保健科等)・児童相談担当課(生活保護課等を含む)・保育関係・児童福祉施設関係・学校(教育委員会を含む)等
4. 要保護児童対策地域協議会の設置促進と機能強化
  - ・要保護児童対策地域協議会未設置の市町村だけではなく、児童虐待防止ネットワークにとどまっていた市町村の速やかな移行を促進。
  - ・協議会の運営・活動が活発化されるためのスキル(技能・技法)の習得・向上を目指す研修の充実。スキル：アセスメントスキル(問題把握、及びその対応)、コミュニケーションスキル、ソーシャルワークスキル、マネージメントスキル。
5. 市町村が抱える対応が難しいケースに対する専門チーム(医師・弁護士・学識経験者等)の派遣によるコンサルテーションの実施。
6. 親子分離を図らなければならないような深刻なケースに迅速に対応するため、子ども家庭相談センターの一時保護所の充実。
7. 県民全体に対する知識の啓発

## Ⅲ 調査について

### 1. 児童虐待個別ケース調査

#### (1) 目的

年々増加する児童虐待の発生要因を検討するために、個々の児童虐待事例について分析を行うことを目的として、本調査を実施する。

#### (2) 方法

- ①調査対象 奈良県子ども家庭相談センター(中央・高田)、及び各市町村において、平成19年度内に受理した児童虐待相談事例  
(但し、通告が異なるが同一ケースについては1件とした)。
- ②調査件数 1, 228件
- ③調査項目 22項目(別紙調査票のとおり)

#### (3) 主な結果と考察

##### ①妊娠から乳幼児までの状況と地域関係

- ・乳幼児は、全体の44%を占めた。
  - ・望まない妊娠、母子手帳未交付、ミルクを飲まない、食事のトラブルは虐待の程度が最重度・重度と高かった。
  - ・養育者の50%以上は地域から孤立しており、特に育児不安が高い親はその傾向が強かった。
- 助産師の支援及び乳幼児健診等におけるリスクの発見や、子育て支援事業の実施等、支援体制の強化が必要となる。

##### ②虐待者の状況

- ・虐待者は母親が70%を占めた。
  - ・30代が全体の46%を占め、その80%が2人以上の子を養育していた。
- 1人目の子育てだけでなく、二子や多子世帯の家庭への子育て支援体制の見直しと検討が必要となる。

##### ③ネグレクトと養育者の状況

- ・ネグレクトについては、養育能力の低さや知的障害等と関連し、地域の中での孤立傾向がみられた。
  - ・ネグレクトについては、養育者の生活状況や経済的基盤に脆弱性が認められた。また、関係機関に対して拒否的な態度を示す場合もみられた。
  - ・ネグレクトについては、子どものどの年齢層でも40%前後を占め、慢性化する可能性が高い。
- ネグレクトについては、関係する機関全体での支援方法の見直しを図り、総合

的な支援を検討する必要がある。そのためには要保護児童対策地域協議会の活用が必要である。

#### ④被害待児の情緒・行動上の問題

- ・子どもの心身状況では、年長児は不登校・夜間徘徊・虚言癖などがみられた。
- ・「固まってしまう」「自傷行為」「家出」などケアが必要な状態もみられ、特に性的虐待では、子どもに対する影響は強く自傷行為などと関連していた。
- ・これらの諸症状の改善については、安心できる生活の場と、保護や適切なケアが必要である。

- 福祉と学校領域、校医等との連携を強める必要がある。
- 早期発見や一時保護所の確保、ケアの充実が望まれる。

#### ⑤通告者

- ・通告は虐待者本人や家族からが全体の14%を占めた。
- 通告者のニーズの把握と、適切に対応するためには、受理や相談機関等の専門的対応が必要である。

#### ⑥関係機関と養育者の関係

- ・養育者と関係機関の関係は、「拒否」「悪い」が全体の15%を占めた。
- 援助機関の支援方法の見直しが必要である。

## 2. 個別ケース聞き取り調査

### (1) 目的

児童虐待の早期発見及び速やかな児童通告のための方策を検討するため関係機関に対する聞き取り調査を実施する。

### (2) 方法

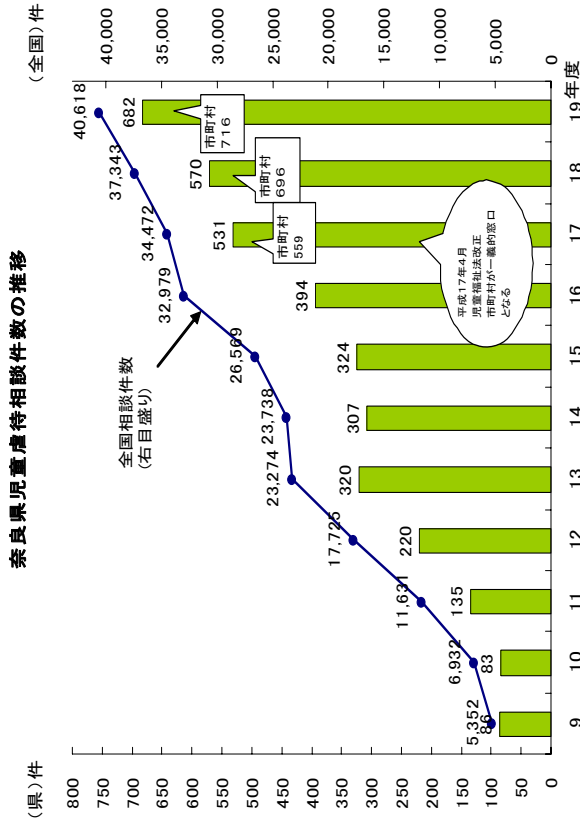
- ①実施方法 委員会において選任されたヒアリング担当委員4名により実施
- ②調査対象 3ケース、16機関22名、各ケースを担当チーム(委員2名)により実施
- ③調査項目 調査対象者の状況、発見通告の状況、対応・援助の状況

### (3) 主な結果と考察

各対象者の聞き取り内容を、段階別(未然防止)(気づき、発見、通告)(受理、初期アセスメント)(対応、援助)に分け、さらに「担当者個人」「担当者個人が所属する機関内での関係」「機関外・機関連携システム」の3つのシステムを分析したのが以下の表である。

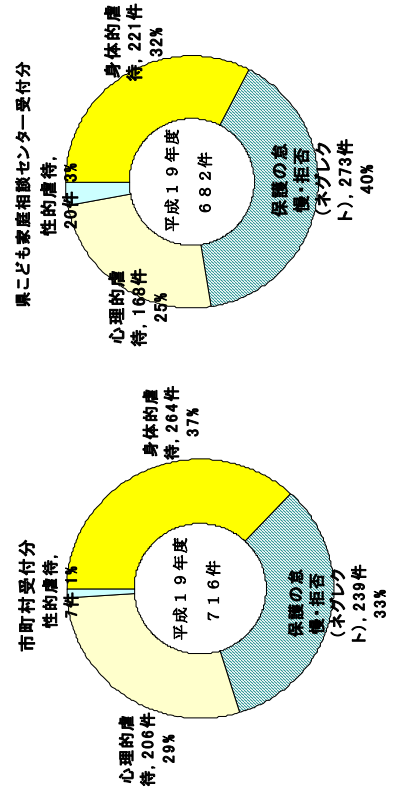
段階別 関係者等	担当者個人	担当者個人が所属する機関内	機関外・機関連携
〈未然防止〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告についての正しい理解が不足(知っていても通告されない)</li> <li>・虐待発生日スクを把握しやすい関係機関の担当者が、リスク要因とそのリスクに対する対応と支援の方法について理解不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村関係各課の連携、情報共有が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター等において乳幼児健診及び予防接種受診時等における虐待との関連への認識の要、また未受診者やアセスメントへの家庭訪問が未実施</li> <li>・児童福祉施設担当課の虐待的視点の欠如</li> <li>・転入者の情報把握が不十分</li> <li>・乳幼児健診を委託する医療機関・担当医との連携が不十分</li> </ul>
〈気づき、発見、通告〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設、学校等関係者の家庭問題関与への抵抗感及び通告のためらい</li> <li>・担当者個人の支援援助で対応できると思う傾向あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内情報化の不備(通告時の記録の不備を含む)</li> <li>・リスクアセスメントの未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員との有効な連携不足</li> <li>・乳幼児健診を委託する医療機関との連携が不十分</li> <li>・転出入情報を含め虐待ケースの情報の提供などの連携不備</li> <li>・関係機関における認識の程度の温度差、判断基準の不統一</li> </ul>
〈受理、初期アセスメント〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期のリスクアセスメント把握がされていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受理後の庁内関係課等との連携が不十分(庁内の情報化と連携の不十分さ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村がこども家庭相談センターへ依存しがちである。</li> <li>・市町村、県との役割分担が機能していない。</li> <li>・公立以外の保育所、幼稚園、学校への照会、情報収集が困難な場合がある。</li> </ul>

#### IV 奈良県の児童虐待の現状



奈良県において、子ども家庭相談センターが受け付けた児童虐待相談件数は、平成19年度には、682件(前年比112件増、19.6%増)と過去最多を更新しました。10年前と比較して約8倍、5年前との比較でも2.2倍と大きく増加しています。

児童虐待相談の種類別件数、割合は下記のとおりです。



段階別	関係者等	担当者個人	担当者個人が所属する機関内	機関外・機関連携
(対応、援助)		<ul style="list-style-type: none"> <li>親との関係性を重視し、一人でケースをとりこんでしまい、子どもの安全が軽視される傾向に陥る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において、定期的な個別ケース検討会議等の未実施など、アセスメント、ケースマネジメントが不十分</li> <li>市町村関係各課の情報共有と連携が不十分</li> <li>市町村において担当職員の配置が不十分で専門性が乏しい。虐待担当の正規職員の不在(人員、組織体制の問題)</li> <li>医療機関内の虐待対応体制の未整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の要保護児童対策地域協議会の未設置や移行の停滞、活動が不十分</li> <li>児童虐待対応増による、子ども家庭相談センターの市町村支援の不十分さ</li> <li>被虐待児増により、子ども家庭相談センターの一時保護所の円滑な一時保護に支障</li> <li>福祉部局と教育委員会の認識と対応についての温度差</li> </ul>



## おわりに

本委員会では、市町村、関係機関の協力を得て「児童虐待個別ケース調査」及び各段階にわたる「聞き取り調査」等の調査を行い、当面取り組むべき課題と提言をとりまとめました。

その結果、児童虐待の各段階において様々な課題が見いだされましたが、中でも特に重要な課題をあげ、それに対して早期に取り組み必要がある対応を緊急提言としてまとめました。

県をはじめ県内市町村、福祉、医療、保健、教育、司法等の関係機関は本報告書を参考にしていただき、児童虐待防止対策を迅速に推進されることを期待します。

児童虐待により亡くなった児童の冥福を祈り、児童虐待による悲惨な事件が二度と起こらないことから願います。